

中央教育審議会教育制度分科会・初等中等教育分科会における
意見発表について

全国市町村教育委員会連合会

市町村教育委員会は、市町村が設置した幼小中学校を管理し、地域住民に対して園・学校教育の直接責任を負っており、地方分権の流れの中で、各地域の実情にあった教育行政を推進しているところであります。

現在、中央教育審議会教育制度分科会及び初等中等教育分科会では、教育職員免許法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学校教育法の、改正についてご審議されているところであります。意見をとのことでありますので、ご審議に反映させていただくため、申し上げたく存じます。

学校教育法改正に関する主な検討事項

1 学校種の目的及び目標の見直しについて

(1) 見直しの基本的な考え方

学校における教育（指導）は、学習指導要領が基準となり進められてきた。よって学校教育法に定める目的や目標は、今までに学習指導要領が積み上げてきた経緯などを踏まえ、教育基本法と学習指導要領をつなぐ大綱的な基準と捉えるべきであり、学習指導要領は学校教育の基準として、国が責任をもって明確にすることである。

基準として設定された目的、目標は大綱として位置づけ、教育現場においては、地域の特色を生かし、学習指導要領に基づいての独自の指導計画を立案できることが、地域に根ざす教育につながると考える。

(2) 幼稚園の目的及び目標の見直し

幼稚期の教育の充実を図るべき小と幼の連携のあり方を積極的に推進することや義務教育職員研修に、幼稚園、保育所での研修も視野において内容を充実させることも重要である。

(3) 義務教育の目標規定の創設

現在の教育は、個に応じた教育により、個性や能力を伸ばし、生涯にわたってたくましく生きていく「生きる力」を養うことを基本にしたい。

(4) 小・中学校の目的及び目標の見直し

9年間において達成されるべき目標と小・中の各学年においての目標を具体的に国民、特に保護者にわかりやすく示し、さらに、小・中学校

においては、地域の教育振興とあわせて、説明責任を果たしていくシステムが必要である。

2 義務教育の年限を9年とする規定について

現行を維持することが望ましいと考えるが、年限を延長するかどうかについて結論を出すためには、更なる議論を必要とする。小・中9年間で十分な基礎的学力が定着していないといわれる今日、延長することが果たしてよいのかどうか、しっかりした十分な検証、検討が必要である。

3 学校の評価等に関する規定について

(1) 学校評価の推進

学校評価の推進については、「設置基準」(平成14年3月39日文部科学省令第14号)に定められている。学力低下、問題行動の低年齢化傾向等、学校教育に対する保護者や地域の関心の高まりから、学校評価を充実させることはいうまでもないことである。したがって、学校評価を推進する観点から、学校運営状況の評価に基づいた学校運営の改善や教育水準向上に努める趣旨を法に明記すべきと考える。

(2) 学校の情報提供の促進

教育基本法に家庭教育の規定(第10条)が置かれたことを踏まると、今まで以上に学校の果たす役割が大切となる。よって、家庭や地域に対し、学校教育(教育課程)に関する情報提供を積極的に行い、各校の特色を明らかにし、学校と保護者、地域社会との連携による教育力の向上が求められるわけである。したがって、学校の情報提供の趣旨を明記すべきである。

4 副校長その他の新しい職の設置について

各学校に責任あるマネジメント体制を確立するために、「副校長」、「主幹」、「指導教諭」の設置については、それぞれの職務としての趣旨を明確に規定し、既存の職との関係整理が必要である。学校規模、市区町村、学校の抱えている問題状況によって各教育委員会の判断にまかせる幅を持った内容であってほしい。司書教諭や特別支援教育コーディネーターといった職については、是非とも、定数外で配置にすることが望ましい。

教育職員免許法等の改正に関する主な検討事項

1 教育職員免許制度の改善(教育職員免許法の改正)

(1) 教員免許制の導入について

学校のおかれている立場、現場の状況から、時代の変化や教育の変化に対応できない教員が存在することを考えると、更新制の導入は必要である。更新方法については、講習の受講のみでなく、時代にマッチした適性

試験や教員としての資質や能力が問える内容となることが望まれる。

更新による教員の資質向上を期待する意味においても講習の内容が課題となる。あくまでも児童生徒の前での授業力、教育力に重点を置き、講義中心ではなく、授業研修を多くとり入れることが望まれる。

人格陶冶にかかる研修でなければ、講習を重ねても形式で終わってしまい「教育は人なり」の意が生きてこない。その意味で、導入にかかる講習内容の十分な検討が求められるところである。

指導力不足教員と判定された者や不適格教員についての教員免許は、その度合いに応じ、一定の研修を受け、更新時の適性試験等をクリアしない限り、元の教員に戻れない形を整えるべきである。これは、保護者や地域社会が一番願っていることである。指導力不足教員と判定された者についての研修受講により、指導力不足教員でなくなるため、更に厳しい制度が必要とされているのではないかと考える。したがって、的確性に欠け、分限免職となった者については、教員免許の失効・取り上げをも考慮し、十分な検討を行うことが必要と考える。社会のニーズに応え、教育の成果を上げていくためには、このような教員に対し、強い態度で臨んでいかない限り、問題を解決することはできない。

2 指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育公務員特例法の改正）

（1）指導が不適切な教員の認定や研修の位置づけについて

指導が不適切な教員の認定については、校長、教育委員会、PTA 等からなるプロジェクトを組み、保護者、児童生徒からの声を十分に聞きと必要がある。

指導が不適切な教員の研修については、指導力不足教員との関係を十分に考え、段階的なプログラムを研究していく必要がある。

（2）指導が不適切な教員に対する研修後の措置について

指導が不適切な教員の基準も明確にし、分限処分の運用等に努める必要がある。

地教行法改正に関する主な検討事項

（1）教育委員会の責任体制の明確化

地方教育行政は「国との役割分担、協力の下、地域の実情に応じて公正、適切に行われなければならない」ことを明記してほしい。

教育委員による事務局の事務執行状況の把握、評価は必要である。また、教育委員の研修も重要である。

教育委員には事務局のシステム、活動を充分に熟知することが求められる。

(2) 教育委員会の体制強化

教育委員の地域、学校の活動状況の充分な把握、委員としての自覚が大事である。

小規模市町村であっても地域の教育振興にかかる熱意をもつべきであり、研修が求められる。

教育委員会が学校に対する支援や条件整備など、教育長をはじめとする事務局の事務執行について評価することについては、体制強化と活性化の上で必要なことである。

教育委員会の規模の適正化については、市町村ごとの実情（規模）に大きな違いがある。よって、それぞれの自治体の考えにより、弾力的に運用できる形に考えられたい。

教育長を除いた教育委員の質的向上については、誰もが願うところである。教育委員会の指導力を向上させるためにも研修の充実に努めることを定めたらどうか。

(3) 教育における地方分権の推進

教育委員数については、各地方公共団体で弾力的に定められるようにし、現在の人数で支障があるとすれば、その障害を取り除くべく仕組みを整えるべきである。

教育行政における教育委員会と首長の所掌の弾力化については、教育委員会は、私立学校の独自性にかんがみ、その独自性を尊重しつつ、私立学校への専門的な指導助言ができるように、公立と私立のバランスがとれるよう私立との深い連携が保てる仕組みが望まれる。

教職員人事権は市町村への移譲が地域の特色ある教育つくりを推進する上で必要である。ただし、教育の水準維持、教育の中立性を担保するうえで、広域人事等の調整をする機関が必要となる。

教職員人事に関する市町村教育委員会と校長の意見の反映方法については、学校現場の状況把握の上、校長の意見を尊重し、学校現場を支えていくという観点から、市町村教育委員会に人事に関する権限の移譲が望まれる。

都道府県教育委員会は県費負担教職員の人事に当たり市町村教育委員会の内申を尊重することが必要であり、そのことにより、地域に根ざした教育が大きく展開できることになる。

(4) 教育における国の責任の果たし方

教育水準の確保等のための国の責任の果たし方について

地方分権の視点の上に立って、国、都道府県教育委員会は、法令違反や著しく不適切な場合に限り、全国的な教育水準の確保や教育事務の適

切な実施のため是正の勧告や指示ができるようにしたほうがよいと考える。

国の責任として格差が生じないよう、各地域、地方の実態把握をさらに充実させ、援助、支援に努めることが必要である。

国、都道府県教育委員会、市町村教育委員会の連携と相互の情報交換を密接に進める上で、役割と責任を明確にし、目標具現化のため課題を共有していくシステムが必要ではないかと考える。